

○鶴岡市児童福祉審議会条例

平成17年12月26日条例第268号

改正

平成25年9月19日条例第44号

鶴岡市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項に規定する合議制の機関及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、鶴岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）
- (2) 学識経験者
- (3) 児童の福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

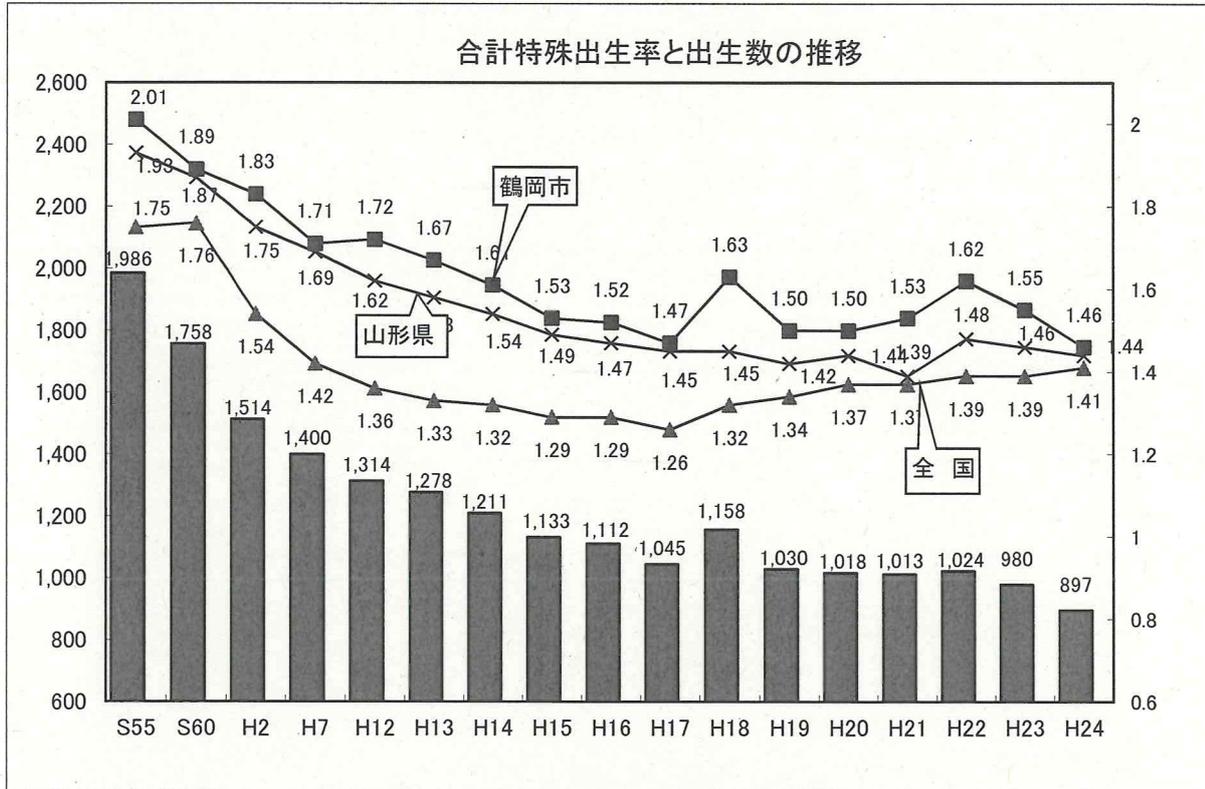
附 則 (平成25年9月19日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会の委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、改正後の鶴岡市児童福祉審議会条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する審議会の委員の任期の満了する日までとする。

合計特殊出生率・出生数の推移

本市の出生数、合計特殊出生率は年々低下し、現在の人口を維持するために必要とされている合計特殊率2.08を下回っている。平成18年に出生数1,158人、合計特殊出生率1.63と急激な伸びとなり、少子化に歯止めがかかったかと思ったが、平成21年には出生数1,013人と過去最低となったものの、平成22年には出生数1,024人、合計特殊出生率1.62と微増したが、その後ふたたび減少し平成24年には出生数897人、合計特殊率は1.46であった。



鶴岡市の出生数

資料: 山形県保健福祉統計年報

<出生数>

単位: 人

	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鶴岡市	1,986	1,758	1,514	1,400	1,314	1,278	1,211	1,133	1,112	1,045	1,158	1,030	1,018	1,013	1,024	980	897

<合計特殊出生率>

全国	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
山形県	1.93	1.87	1.75	1.69	1.62	1.58	1.54	1.49	1.47	1.45	1.45	1.42	1.44	1.39	1.48	1.46	1.44
鶴岡市	2.01	1.89	1.83	1.71	1.72	1.67	1.61	1.53	1.52	1.47	1.63	1.50	1.50	1.53	1.62	1.55	1.46

子ども・子育て関連3法について

平成25年4月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

目次

○子育てをめぐる現状と課題について	2
○子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント	3
○子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像	5
○子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)	6
○認定こども園法の改正について	8
○保育に関する認可制度の改善等について	13
○施設型給付の創設	15
○本制度における行政が関与した利用手続き	16
○地域型保育給付の創設	20
○本制度における利用者負担について	23
○地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について	24
○国の所管及び組織体制について	25
○子ども・子育て会議について	27
○子ども・子育て支援の充実に必要な財源について	29
○これまでの検討経緯	33
○本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)	34
○子ども・子育て関連3法(概要・検討事項・附帯決議)	35
○社会保障・税一体改革に関する確認書(子育て関連部分)	43
○参考	45

基本指針の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
- 限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。
- 計画の記載事項、作成手続、主な留意事項などについて、国の方向性を今年度早期に提示するよう、自治体から強い要請あり。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

平成26年度前半

後半～

平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

◎制度に関する基本的事項の提示

- ・自治体が事業計画を作成する上で留意いただきたい制度に関する基本的事項について、あわせて提示することが必要。(介護保険制度等の他制度でも同様)

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

鶴岡市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査実施要綱

1 調査の目的

本調査は、子育て支援に関する市民の生活実態や要望・意見等を把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

市内の就学前児童（0～5歳）のいる世帯を対象として、住民基本台帳を用いて抽出した1,232世帯を客体とする。（対象児童数の20％）

3 調査事項

児童及び世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、児童の教育・保育・子育て支援の利用状況及び今後の利用希望等

4 調査の期日

平成25年10月10日 ～ 10月25日

5 調査の方法

郵送により、あらかじめ抽出された被調査世帯に調査票を配布、回収を行う。

ただし、対象児童が認可保育所を利用している場合は入所保育所を通じて配布回収を行う。

6 調査の系統

郵送調査 593世帯（保育所入所以外の対象児童）

保育所経由調査 639世帯（保育所入所の対象児童）

7 集計及び結果の公表

集計は民間委託で行い、集計後、子育て推進課において調査結果の概要を公表する。

新制度施行までの作業スケジュール

資料No. 6

	平成25年度			平成26年度			平成27年度	
	4～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	
地方版子ども・子育て会議 (児童福祉審議会)	平成25年9月 設置 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項の調査審議(随時開催)							
事業計画	現状把握・現行次世代行動計画の評価 ニエス調査・調査結果の分析 教育・保育の量の見込み検討			既存施設の意向確認	計画案とりまとめ	パブリックコメント・最終調整	計画策定	
認可基準 (幼児連携型認定子ども園、 地域型保育事業)	実施把握			各種基準案(条例・要綱等)の検討	条例制定 (6月議会)	事業者・保護者 等への周知	27年度当初に向けた認可・確認	
運営基準(確認制度)				放課後児童クラブの設備・運営基準(条例制定)			支給認定事務 入所手続き・利用調整	
支給認定 (保育の必要性の認定)				費用・利用者負担の検討	利用者負担の概要を周知	27年度予算編成	利用手続き・事業者からの届出受理等	
地域子ども・子育て支援事業				費用・利用者負担の検討	導入・テスト運用	費用・利用者負担等の確定		
費用・利用者負担				仕様書の検討	業者選定・契約	導入・テスト運用	運用開始	
制度管理システム (支給認定・確認関係)				新制度の内容周知・広報				
制度管理システム (請求審査・支払関係)				導入・テスト運用			運用開始	
その他				新制度に関する利用手続きなど詳細の周知・広報				
				幼児連携型認定子ども園に関する教育委員会の 意見を聴取すべき事項の規則制定			給付・国の窓口一元化に対応できる体制の構築	